

## 委託契約に含まれるべき事項(環境省令第8条の4の2)

1. 委託契約の有効期間
2. 委託者が受託者に支払う料金
3. 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
4. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
5. 4. の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が法令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
6. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項  
・廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、  
廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機
  - ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
  - ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
7. 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る6. の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
8. 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
9. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項